

6次産業化・農商工連携を始めてみませんか？

訓子府町では、本町産の農畜産物や特産品のブランディングを推進し、農業者等が生産だけでなく、加工や製造・販売、更には観光農園や農家レストランなどの6次産業化及び農商工連携への取り組みに対して支援します。

対象事業

- (1) 町内農畜産物の加工品開発・製造・販売・販路拡大（6次産業化）に取り組む事業
- (2) 新たに観光農園、体験農園、農家レストラン、農家民宿等に取り組む事業
- (3) 既存商品のリブランディング(※)に取り組む事業

※リブランディング～既存商品の改良などにより販売戦略を再構築する活動

対象となる経費

事業を取り組みに当たって必要な対象となる経費の例は次のとおりです。

- 加工品の開発・製造・販売等に要する経費
- 農産物加工品開発のための調査や試作費用
- 観光農園などの施設整備費用
- 販路開拓のための展示会等の出展費用
- 外部専門家等に係るコンサルタント費用
- 宣伝パンフレットの印刷やデザイン費用

※詳しくは、下記【問い合わせ先】にご相談ください。

補助率等

左記対象事業のうち

- (1)(2)…補助率 1/2、補助上限額 300万円、補助下限額 100万円
- (3)…補助率 2/3、補助上限額 30万円

対象者

- ① 町内に住所を有する認定農業者
- ② 町内に住所を有する2戸以上の認定農業者で構成するグループ
- ③ 町内に事務所を置く農業法人
- ④ その他町長が認める個人・団体等
- ⑤ 上記①～④に該当する個人・団体等と連携する商工事業者

※リブランディング事業については、上記①～⑤の補助対象者のほか、町内商工事業者単独でも対象

応募の手続き

下記ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、役場地域創生室へ提出してください。



【問い合わせ先】

訓子府町役場 経済振興室
 電話:0157-33-5008
 申請書の様式は町ホームページからダウンロードできます。

